

株式会社瀬戸ウィンドヒル「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年10月19日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価方法書について、株式会社瀬戸ウィンドヒルに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、愛媛県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛媛県西宇和郡伊方町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 16,800 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 元年 9月24日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 元年12月 5日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 元年12月11日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 2年 4月23日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 2年 7月14日
愛 媛 県 知 事 意 見 受 理	令和 2年 9月18日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 2年10月19日

問合せ先： 電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742（直通）

株式会社瀬戸ウインドヒル「(仮称)瀬戸ウインドヒル建替え事業環境影響
評価方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域周辺には、既設も含め複数の風力発電計画が存在していることから、本事業との累積的な影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音及び純音成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺には、希少な動植物が生育している可能性があることから、水辺も含め、適切に調査地点を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。
4. 本事業計画では、風力発電機の基数及び設置位置等具体的な事項が確定していないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(愛媛県知事からの意見書の写しを添付)